

福島県食育応援企業団の設置及び運営に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、福島県（以下「県」という。）と食育活動を行う企業が連携し、健康長寿をめざす県民運動としての食育・健康増進の推進を図るため、福島県食育応援企業団（以下、「応援団」という。）の設置及び運営に關し、必要な事項を定めるものである。

(構成)

第2条 応援団は、「おいしく イキイキ 食育プラン 第三次福島県食育推進計画」の趣旨に賛同し、県を含む地域で食育・健康増進活動を行う企業（以下、「構成員」という。）により組織する。

2 県は、前項に定める構成員を募集・登録する。

(活動内容)

第3条 応援団の構成員は、第1条に掲げる目的に向け、以下の活動を行う。

- (1) 県のホームページ等を通じ、県民に対する食育・健康増進活動に係る情報の提供
- (2) 構成員相互の交流、情報交換、応援団が実施する食育・健康増進活動への協力
- (3) 食育・健康増進の推進に係る普及、啓発
- (4) 県や市町村等が実施する食育・健康増進事業への協力 等

(応援団への加入及び脱退)

第4条 応援団への加入及び脱退は、原則として文書により事務局に意思表示をすることにより行うものとする。ただし、公序良俗に反するなど、応援団の運営に支障を及ぼすおそれがある場合には、県において加入の否認、登録の取消、情報の削除ができるものとする。

(応援団の加入及び脱退に係る事務取扱)

第5条 応援団への加入及び脱退に係る事務処理等については、別に定める「福島県食育応援企業団事務取扱要項」により行うものとする。

(経費)

第6条 応援団への加入にあたり、入会金、会費は徴収しない。ただし、応援団の活動に要する経費については、原則として構成員が負担するものとする。

(事務)

第7条 応援団に関する事務は、福島県保健福祉部健康づくり推進課が行う。

(その他)

第8条 この他、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月14日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年7月7日から施行する。
- 3 この要領は、令和元年12月12日から施行する。